

第 3 次男女共同参画基本計画では、地域、防災等における男女共同参画の推進（第 14 分野）を新たな重点分野としている。男女共同参画社会の実現のためには、人々にとって最も身近な地域（地域コミュニティ）における男女共同参画の推進が重要であり、地域における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の参画により、男女共同参画の視点を反映させることが必要である。特に、防災については、被災時には、固定的性別役割分担意識が強化され、増大した家庭的責任が女性に集中することや、意思決定の場に女性が参画していないことから、女性の視点が入らず、配慮が足りない等の問題点が明らかになっており、防災・避難所支援・復興等の取組を進めるに当たっては、女性の参画を促進するとともに、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。

また、東日本大震災からの復興の基本方針（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）においても、「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する」、「まちづくりにおいて、協議会等の構成が適正に行われるなど、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映しやすい環境整備に努める」ということとされたほか、女性の悩み相談の実施、女性等を含む雇用機会の確保、女性の起業活動等の取組支援等を行うこととされている。

一方、同基本計画の第 14 分野、第 3 部の推進体制において、地域における身近な男女共同参画を推進するため、地方公共団体、男女共同参画センター・女性センター（以下、「男女センター」という。）、関係団体、大学、企業等、地域における多様な主体の連携・協働を促進することとしている。特に、男女センターは、男女共同参画に関する情報提供、女性グループ・団体の自主的活動の場の提供、相談、調査研究、雇用や起業等も含むセミナーの実施等、多様な機能を有し、NPO、NGO や住民等の活動を支援する地域における男女共同参画の推進の重要な拠点として位置づけられる。

実際、従来から、男女センターは、地域の推進拠点であり、地域の様々な人々が集まる場であるとともに、男女共同参画施策に精通した職員が常駐していつでも対応できる体制が整っており、今回の震災対応においても、情報提供、ニーズ把握、相談対応に加え、女性支援や子育て支援を行う者と被災地の間に立ち、男女共同参画の視点による震災対応を実施する等、有効かつ重要な拠点であった。

このため、今後も男女センターの地域における男女共同参画に関する活動の拠点、役割を再確認するとともに、災害時における位置づけが強化され、迅速に支援できる体制が整備できるよう、男女センターの一層の充実と各機関との有機的な連携を図ることが期待される。

内閣府男女共同参画局としても、日頃から、国、地方公共団体、男女センターが情報を共有し、地域団体や NPO 等の地域で活動している関係組織と連携を深めていけるよう、適切かつ速やかに情報提供をしていくことで、男女センターの効果的な活動につながるようにしていきたい。

以下については、男女センターを中心とした災害対応について、具体的に期待される事

項を記載したものであり、地方公共団体においては、地域での災害対応施策の参考に、男女センターにおいては災害支援活動の参考にされたい。

1 地域資源の活用と連携

被災者の支援には、一人ひとりの個別のニーズに対応したきめ細やかな支援が必要である。こうしたきめ細やかな支援を行うためには、地域資源の活用と連携、すなわち、地方公共団体の様々な部局間で行う横断的な活動、それぞれに得意分野がある地域活動団体の支援をつなぐ対応等が求められる。

男女センターは、情報提供、広報・啓発事業、相談事業等を通じて、地域に根ざした活動を行う、様々な地域資源との連携体制が整っていることから、災害対応においても、これらの地域資源が行う支援の核や結節点となっている。また、これら地域資源と連携して行う活動の蓄積を活かすことが、災害時にも大きな力を発揮することができると思う。

他方、昨今の地方公共団体の予算の縮減等により、全国的に男女センターの各事業予算は厳しい状況に置かれているところが多い。しかし、災害時に男女センターが地域資源との連携の核・中心点として機能し、力を発揮するためには、平時から様々な事業を展開することが必要であり、その必要性を地方公共団体が認識して、予算等にも配慮することが求められる。

2 ネットワークの展開

災害時における支援活動は、男女センターが地方公共団体の関係部局や、女性や男女共同参画の視点で活動している地域の NPO 等、様々な地域資源とつながり、連携・協働して行うことがより有効であると思う。男女センターはこれらの地域資源と密接なネットワークを築いていることが大きな力であり、女性被災者の支援を中心に大きな役割を果たすことができたと考える。

特に、支援活動においては、男女センターの様々な活動を通じて築かれた、顔が見える関係のネットワークを活用することが有効である。具体的には、同じ施設内で活動する団体、男女センターでの経験を有する地方公共団体職員、男女センターの指定管理者である財団法人や NPO 法人の活動を通じて知り合う団体や人々等との多様なネットワークが活用できると考える。

こうしたネットワークによる支援を積み重ねることで、災害対応や復興に女性の視点を入れることの重要性が、地方公共団体の防災施策に反映されることにもつながる。

また、この様に新たなネットワークを展開することが、様々な場面での男女共同参画の視点を踏まえた取組の出発点となると考える。

今後、男女センターでは、こうしたネットワークづくりの起点としての役割や、前項で述べた地域資源間でネットワークを構築するための支援を行うことが、これまで以上に重要となると考える。

3 仕事・生きがいづくり等の女性の経済的エンパワーメント

震災により失業して、就職先がなく、新たに仕事に就くことが困難な女性に対する支援も必要である。

特に、復興に向けて、女性が経済的に自立するための支援、就労機会の確保が課題となっている。なお、阪神・淡路大震災の復興過程においては、地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する「コミュニティビジネス」が注目された。コミュニティビジネスは、仕事・生きがいづくりに効果的であり、女性のエンパワーメントを推進するとともに、地域住民の雇用の拡大にも資するものとして期待されている。

このため被災地では、被災女性の経済的自立を支援するため、地方公共団体の緊急雇用創出事業を活用して、女性を雇用したり、被災地域の実情に合った起業講座を実施する等の取組を行っている。

地方公共団体及び男女センターは、就労支援のための講座や起業を目指す女性に対しての起業講座を実施するなど、経済的なエンパワーメントを推進するための事業に既に取り組んでおり、今後も更なる事業の拡充が期待される。

4 性別及び世代別のニーズ把握と、心とからだの双方の支援

DV 被害者、高齢者、思春期の子ども等、自らが必要な支援について声をなかなか上げられない人々について、性別及び世代別のニーズを把握することと、心とからだの双方の支援をすることは、重要な課題である。

特に、DV や高齢者、児童虐待等が見逃されないようにすることが重要であり、第3次男女共同参画基本計画においても、これらに関する早期発見や相談、支援等を進め、関係機関・民間団体等と連携しつつ取り組むこととしている。

このため、地方公共団体、男女センターのみならず、配偶者暴力相談支援センター、児童福祉施設、地区保健福祉センター、NPO、地域団体等と連携を深めながら、対応することが必要である。なお、男女センターによっては同じ施設内に、連携することにより支援が円滑かつ効果的に行える関係機関が入っていることも多いため、これまで以上に関係機関間の連携を深めていくことが期待される。

5 地域における女性リーダーの育成

災害時には、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的性別役割分担意識が強化されることがある。このことは、内閣府男女共同参画局としても、災害対応における大きな課題として認識している。

特に避難所において固定的性別役割分担意識が表面化した例としては、プライバシーのために仕切りが欲しいという女性の訴えに対して、男性リーダーがいないと断った例や、男性はがれき処理を担った報酬として現金収入があるが、女性は避難所で食事の調理をしても現金収入はなく、食事の準備や清掃の分担が女性に集中する等の例がある。また、男女別の更衣室がなかったり、生理用品を男性が配布しているために受け取りにくい等、女性の視点が見落とされる例がある。

これらの背景として、避難所の運営者は、地域の自治会長や区長等、男性の地域の有力者であることが多いため、避難所の運営に女性が参画していない。そのため、男女別にニーズが把握されにくく、女性の声・ニーズがなかなか反映されなかったといったことが挙げられる。

一方、避難所によっては、地区毎の女性の代表者が集まってリーダー会議を行うことで、女性に必要な物資が供給されたり、女性専用の更衣室が設置されるなど、避難所での生活が改善されたり、女性が避難所運営のリーダーの役割を果たして、避難所全体の運営が円滑になった、というところもあった。

このことから、地域の自治会や避難所の運営を含む防災の現場において、固定的な性別役割分担意識を見直し、方針決定過程への女性の参画を促進することが重要であり、かつ、地域の防災対応を主体的に担う女性の人材を育成することが必要であると言える。

そのため、地方公共団体や男女センターは日ごろから研修やセミナーなどで地域の女性リーダーを育成する事業を実施しており、今後もより一層の事業の推進が期待される。

6 男性のニーズへの対応

災害対応としては、男性のニーズ把握や男性への支援を行うことも重要な課題であると考えられる。

被災により、父子家庭が増加したり、失業等により父親の在宅時間が長くなることにより、父親と子どもが接する時間が増える家庭が多くなるなどの現状がある。こういった現状からも、男性についても震災後の生活面での大きな変化に伴い、悩みが増えることが想定される。

また、過去の大災害の例からは、男性は解雇、失業、家族を失ったこと等により生活力が低下して、それを引き金に、引きこもりや過度の飲酒等の課題を抱える場合があり、それらの課題に対応する男性支援の必要性が指摘されている。

しかし、男性支援を行っている地域団体等が少なく、男性支援を行う際にも、連携先が限られているという現状がある。

他方、第3次男女共同参画基本計画において、男性にとっての男女共同参画という項目が新たな重点分野として設けられている。この具体的施策として、男性の地域活動への参画支援、高齢男性の日常生活自立支援、男性の子育てや家庭教育への参画支援といった、男性の家庭・地域への参画を可能にする地域等の取組支援を進めることとしている。この計画を踏まえ、災害時にも活かせるよう、普段から、国、地方公共団体、男女センター等が連携を深めて、男性のニーズ把握や男性にとっての男女共同参画の課題についての対応をしていくことが必要である。

7 内閣府男女共同参画局の通知の活用

最後に、内閣府男女共同参画局から発出した通知の活用について述べておきたい。内閣府男女共同参画局は、東日本大震災の発災後、「女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について（平成23年3月16日・24日）」、「女性被災者に対する相談窓口の設置及び周知

並びに懸念される女性に対する暴力への対応について（平成 23 年 3 月 24 日）」、「男女共同参画の視点を踏まえた仮設住宅における災害対応について（平成 23 年 6 月 23 日）」等の文書を作成し、関係機関や被災地及び全国の地方公共団体の男女共同参画担当課に周知した。また、男女共同参画会議では、男女共同参画会議議員から「東日本大震災の復興に当たって～復興に男女共同参画の視点を～（平成 23 年 4 月 26 日）」が、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会から「男女共同参画の視点からの東日本大震災への対応について（平成 23 年 7 月 20 日）」が提言された。

各通知の周知及び活用の状況について、地方公共団体、男女センターでそれぞれ対応が異なった。通知を積極的に活用したところ、評価したところもあれば、地方公共団体レベルで活用されなかったところ、地方公共団体の防災部局から他部局・機関に流れていなかったところ、地方公共団体間及び地方公共団体の男女共同参画部局と男女センターとの連動が図られていないところもあった。今後は、国から地方公共団体の防災部局に対しても、防災分野における男女共同参画の視点の重要性について、理解を深めてもらうよう働きかけたり、地方公共団体の男女共同参画担当部局から防災部局に対し、平時から男女共同参画の視点に敏感であるよう働きかけるといった、積極的な働きかけが必要であると考え。また、被災地では、被災直後は特に連絡が混乱するため、被災した地方公共団体の部局間の連携が滞ることへの配慮も必要である。

そこで、通知内容等のより一層の周知を図るため、内閣府からの通知方法を更に工夫するとともに、情報がより円滑に伝わるように、普段から内閣府男女共同参画局と地方公共団体、各男女センターとの連携を深めることが必要である。また、それぞれの機関が通知等を積極的に活用して、災害対応の部局や関係団体に働きかけたり、関係団体等と連携して支援活動に取り組むことが期待される。